

第 848 回 教育委員会会議録

日時 令和 3 年 1 1 月 1 8 日 (木)
午後 3 時 3 0 分から午後 4 時 2 5 分まで
場所 御殿場市役所東館 2 0 1 ~ 2 0 3 会議室

出席者

1 番 教育長	勝亦 重夫	2 番 委員	勝又 英和
3 番 委員	杉山 ゆかり	4 番 委員	大西 孝明
5 番 委員	渡邊 直子	6 番 委員	長田 光男

陪席者

教育部長	
教育総務課課長	学校教育課長
社会教育課長	学校給食課長
社会教育課図書館長	
教育総務課課長補佐	
学校教育課課長補佐	社会教育課副参事
学校給食課副参事	
西学校給食センター所長兼高根学校給食センター所長	

事務局

教育総務課副参事	教育総務課主任
----------	---------

議事

御教議第 4 8 号	特別支援学級の新設及び通学区域の変更指定について
御教議第 4 9 号	御殿場市東山青少年広場の指定管理者の指定について
御教議第 5 0 号	御殿場市民会館の指定管理者の指定について
御教議第 5 1 号	令和 3 年度就学援助について

開会

教育長

本日は委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。
ただ今から御殿場市教育委員会11月定例会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配布の日程により進行いたしますので、ご了承願います。

それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。

6 番 長田 光男 委員 と、

2 番 勝又 英和 委員 をお願いいたします。

次に会期であります、本日1日間といたします。

なお定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますのでよろしくお願い致します。

教育長報告

教育長

11月に入り、新型コロナの影響で実施時期が変更となっていた小・中学校の修学旅行がいよいよ始まりました。今年度の修学旅行は果たして実施できるのか不安な面もありましたが、すべての学校で行えることになりとてもうれしく思います。子供たちにとってかけがえのない時間になることを願っています。今年の冬休みは12月25日から1月5日までの12日間となります。2学期も残りひと月あまりとなりました。子供自身が、自分の成長したことを実感する大切な時期となります。良い形で冬休みに繋げていけるよう、先生方には子供への働きかけを意識してもらいます。

御殿場市では1月から、新型コロナワクチンの2回目の接種から8か月経過した人を対象に3回目の接種が始まる予定です。1月以降の感染状況が気になるところですが、海外で発生している感染の再拡大が起きないように、今まで行ってきた感染対策を続ける必要があります。

- 10月25日 部長連絡会 市議会定例会（7日目）
10月26日 市職員採用試験
10月27日 教頭研修会 市議会定例会（最終日） 市民大学講座
第3回市民大学講座
講師 御殿場高原時之栖社長庄司政史氏
「感動を求めて」～時之栖が大事にしていること～

- 10月28日 市町教育委員会訪問 わたしの主張発表大会表敬訪問

教育長

「わたしの主張2021静岡県大会」で最優秀賞に輝いた、高根中学校3年勝又悠翔さんが市長へ表敬訪問しました。全国大会への出場は叶いませんでしたが、明るい表情で今後の夢等を話してくれました。

- 11月1日 市校長会 部長連絡会

教育長

校長会の後半では、教育講演会が行われました。

講師 専修大学経済学部教授 中村吉明氏

「児童・生徒が直面するであろうAIの時代」

- 11月2日 園長会

1 1月4日 地域社会貢献褒賞・技能功労章授与式
2・4・6年目職員研修会

教育長

地域社会貢献褒賞 菅沼健晃様 鈴木敬夫様
白幸産業様 岳南建設様 ネットヨタ静岡様
神山教育後援会様 原里愛郷振興協会様
技能功労章 池田多鹿広様 長田初様 滝口政幸様 林愛子様

御殿場市では職員研修の一つとして、採用2・4・6年目の職員を対象に三役から講話を行っています。今年の対象者は78人でした。

1 1月5日 朝日小学校指定研究発表会
御殿場市教育委員会指定「学力向上」研究発表会
考えを深める子の育成～友達とのかかわりを通して～

1 1月8日 部長連絡会 試験委員会 再任用判定員会
御殿場馬車鉄道研究会表敬訪問

教育長

明治31年から昭和3年まで北駿地区に存在していた鉄道馬車を調査研究し、運行されていた車両の復元に取組んでいる御殿場馬車鉄道研究会が、活動の進捗状況の報告に訪れました。

1 1月10日 叙位・叙勲伝達

教育長

6月24日にご逝去された、元高根小学校校長鈴木信次様のご家族に勲記、勲章、位記を伝達させていただきました。

1 1月11日 叙位伝達

教育長

3月26日にご逝去された、元御殿場小学校校長佐藤千之様のご家族に、位記を伝達させていただきました。

1 1月12日 青少年センター運営懇話会 南中学校指定研究中間発表会

教育長

青少年センターは、青少年の健全育成に関係ある機関や団体が連携して、相談活動や補導活動等を行っています。運営懇話会ではセンターの活動状況等の報告・協議が行われました。

静岡県教育委員会指定・御殿場市教育委員会指定

G I G Aスクール構想（1人1台端末）下における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善中間発表会

11月15日 部長連絡会 環境マネジメントシステム本部会議
教頭・主幹教諭・教務主任合同研修会

11月16日 文化協会表敬訪問 園長会

教育長

文化協会は140以上の団体が加盟しており、市民の文化活動を支えています。会長、副会長がコロナ禍での協会の活動を市長に報告しました。

11月17日 図書館等プロポーザル審査委員会

教育長

御殿場市立図書館等基本計画及び基本・実施計画業務委託のプロポーザルの審査会を行いました。建設に向け予定通りに進んでいます。

11月18日 定例教育委員会

以上、教育長報告となります。

議事

教育長

それでは、はじめに事務局から一言申し上げます。

教育部長

朝晩めっきり冷え込むようになりました。

2週続けての学校の研究発表にご出席いただきまして、お疲れさまでした。当日委員の皆様ともお話しをしたのですが、本当に久しぶりの学校という感じでした。今後、感染症が収まりこのような事業が継続して行われるよう祈っております。

来週の金曜日には今年初めての総合教育会議が予定されておりますので、そちらの方についてもよろしく申し上げます。

また、市議会の方ですが先月、9月議会がまだ終わったばかりですが、すぐに12月の定例会が始まります。教育関係の質問が相当数予定されているようですので、適切に対処してまいりたいと思います。

本日の議案は4件となっております。慎重審議よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

御教議第48号 特別支援学級の新設及び通学区域の変更指定について

教育長

それでは、御教議第48号「特別支援学級の新設及び通学区域の変更指定について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

学校教育課長

ただ今議題となりました御教議第48号につきまして、説明いたします。
議案書の2ページ及び御教議第48号資料を御覧ください。

まず、資料の1ページをお開きください。

令和4年度における特別支援学級の新設及び通学区域の変更指定につきまして、御殿場市立学校設置審議会条例第2条の規定に基づき、同審議会に諮問を行う原案となります。

資料の2ページにかけて表を掲載していますが、表の左側が「現行の規則」、右側が「改正案」です。原里中学校及び南中学校に特別支援学級の自閉症・情緒学級を新設することで、富士岡中学校及び西中学校を含めた自閉症・情緒学級の通学区域に変更が生じるため、「通学区域に関する事項」として諮問し、審議していただくものです。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。

市内の特別支援学級（自閉症・情緒学級）に関する現状等を踏まえながら、概要を説明いたします。

小学校では、現在53名の児童が自閉症・情緒学級に在籍しています。今年度、原里小学校に自閉症・情緒学級を新設したことで、高根中学校区を除いたすべての中学校区に開設されました。

中学校では、現在9名の生徒が自閉症・情緒学級に在籍しています。富士岡中学校と西中学校のみに開設されているため、多くの生徒が通常の学区を変更して通学することになり、就学支援がスムーズに進まない原因になっています。

そのため、今後、すべての中学校区への開設を目指していく中で、令和4年度は、生徒・保護者・学校のニーズが高い原里中学校と南中学校に自閉症・情緒学級を新設するものです。

これにより、原里中学校と南中学校の生徒が自校の自閉症・情緒学級に入級することが可能となり、既存の富士岡中学校及び西中学校を含めた通学区

域に変更が生じるものです。

資料の4ページを御覧ください。

こちらの表には、中学校及び、原里小学校、御殿場南小学校、富士岡小学校の自閉症・情緒学級の通学区域について掲載しています。表からもわかるとおり、中学校へ進学する際に、原里小学校から原里中学校へ、御殿場南小学校から南中学校へ、学区を変更せずに通学することが可能となります。

説明は以上です。御審議の上、承認賜りたく、お願い申し上げます。

教育長

ただいま御教議第48号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

長田委員

資料4ページのところですが、改正案だから御殿場中学校という名前がないのかどうなのかという質問です。

先ほどの説明では全中学校区に開設という表現がありましたが、この4ページの改正案には御殿場中学校は出てきません。これはあくまで改正だからでしょうか。

学校教育課長

中学校区ですが、御殿場中学校区には東小学校があるということになります。

長田委員

そうすると、御殿場中学校にはないということでしょうか。

学校教育課長

ないです。

長田委員

普通の一般市民感覚からすると、どうして一番大きな中学校にないのかという話になります。この資料を見てもらうと、御小、東小、高根小は御中に行った方が近いが、西中学校まで通わなければなりません。ゆくゆく全部開設する予定とのことですが、なぜ御殿場中学校に今現在ないのか理由を教えてくださいませんか。

お話はまさにその通りだと思います。

御殿場小学校と御殿場中学校の児童生徒数が今現在も増え続けている状況です。特別支援学級の方も小学校では6クラスになってしまっています。

もう教室がない状態で開設しようがない状態になってしまっています。ですから、令和7年度くらいを目安に、子供たちの数が落ち着いてきて、教室の確保ができるようになりましたら開設ができればと考えています。

いろいろと説明する文言の中にもゆくゆくはすべての学校にとという表現をいれさせてもらっている状況です。昨年度、御殿場中学校にも自閉症・情緒に対応できるように通級の形で、通級指導教室をまずさしあたりやれるようにとということで、狭い教室でもできますので、まずそのような形で対応を取らせて頂きました。

長田委員

要するにキャパ的に問題があるということでしょうか。そうするとやはり、ゆくゆくは全部解消していくようにしないと、ある意味、格差につながると思います。こちらには近くにあるが、あちらには近くにないということになってしまいます。他部局の話になるのかもしれませんが、ぜひ、解消できる方向にもって行ってもらいたいと思います。

教育長

見通しとしてはどうでしょうか。

学校教育課長

子供の数が減っていくということと、基本的に今、基礎定数と言って、いわゆる通常のクラスであったり、特別支援学級でも知的とか自閉症・情緒というものは、そこに必要な子供がいたら作っても良いというのが基本のおさえになっています。しかし、作りたくても作れない、これがどういう時に起こるのかというと、例えば、静岡式35人学級のような言葉を聞いたこともあるかと思いますが、そちらも教室がなくて開けない学校が静岡県内にもいくつかあります。いわゆる箱の問題となっています。

教育長

他にご質疑ございますか。では、質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第48号「特別支援学級の新設及び通学区域の変更指定について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第49号

御殿場市東山青少年広場の指定管理者の指定について

教育長

それでは、御教議第49号「御殿場市東山青少年広場の指定管理者の指定について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

社会教育課長

ただいま議題となりました、御教議第49号につきまして、内容説明をいたします。

まずは先ほど配布させて頂きました東山青少年広場のパンフレットをご覧ください。こちらの広場は平成29年に開設した広場で、自由広場や運動広場、炊事棟があります。今回が初めての指定管理者の更新となります。

では、内容につきまして説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。本案は御殿場市指定管理者選定審査会の審査を受け、御殿場市東山青少年広場の指定管理者の候補者として、「公益財団法人日本YMCA同盟」に決定したことから、条例の規定により市議会の議決を求める必要があり、さらに地方教育行政の組織および運営に関する法律の規定より、議会の議決が必要となる議案を作成する際には、教育委員会の意見を聞かなければならないものとされていることから、教育委員会の意見を求めるものです。

東山青少年広場は平成29年に開設されてから、指定管理者制度を導入しております。現在の指定管理期間が今年度で満了となるため令和4年度から5年間の指定管理者を非公募により選定をいたしました。

それでは詳細についてご説明申し上げます。

1の施設の名称、2の指定管理者は記載のとおりです。3の指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

4の候補者選定の経過及び結果を説明いたします。

指定管理者の候補者選定にあたりましては、御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第4号に該当することから、非公募にて選定を行うこととしました。公益財団法人日本YMCA同盟により、指定管理者指定申請書が提出されたことをうけ、10月14日に御殿場市指定管理者選定審査会を開催いたしました。同審査会で申請書に基づき、審査を実施し公益財団法人日本YMCA同盟を指定管理者の候補者として決定したものです。

5は公益財団法人日本YMCA同盟の概要です。

内容につきましては5(1)～(5)のとおりですが、当法人は大正4年

に東山に夏季学校を開設して以来、東山荘として住民に親しまれ、約100年に渡り地域とともに歩んできた歴史があり、御殿場市東山青少年広場の現指定管理者です。

2ページの6をご覧ください。非公募の理由について説明いたします。

東山青少年広場は、青少年の健全な育成の場として親しまれた青少年会館の跡地に整備した施設であり、旧青少年会館の設置の理念を継承しつつ、市民の休息、余暇、運動等の利用や、地域の災害対策に資することを目的に設置された施設です。これらのことから、青少年の健全育成を積極的に推進し、地域に密接した社会教育関係団体による運営が最も適しており、それが、地域の活性化にもつながるものと考えます。

公益財団法人日本YMCA同盟は青少年の健全な育成および青少年の指導者を育成する事業を行うなど、青少年を始めとする人々の心身と人格の健全な向上を図り、奉仕の精神を養い福祉社会の実現に寄与することを目的に設立された法人です。

当施設の設置目的とも合致する管理運営、地域への貢献が十分期待できる団体であり、その拠点であるYMCA東山荘は地元との信頼関係を築いており、青少年広場と徒歩5分の距離にあることから予約や受付、非常時の対応など利用者にとっての利便性は非常に高いといえます。

また御殿場市はYMCA東山荘と平成26年4月に災害時支援協定を締結しており地域の防災力の強化に寄与するものと考えます。

以上のことから青少年健全育成を理念とした施設の運営や地域防災への貢献が期待できることから非公募としました。

次に7の施設管理及び運営に係る候補者の提案要旨につきましては、2ページ中段から3ページにかけて8項目にわたってありますが、施設の設置目的に基づきコスト縮減に努めながらも、施設の利活用の推進を図り利用者にとって、より良い管理運営を目指して取り組むというものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただいま御教議第49号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

勝又委員

最初、公益財団法人日本YMCA同盟に選定する際に地元から要望があったと聞きましたが、今回も地元からの要望はありましたか。

社会教育課長

今回につきましても、現在の東山区長と話をしました。その結果、地元からの要望がありました。

教育長

ご質疑ございますか。では、質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第49号「御殿場市東山青少年広場の指定管理者の指定について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第50号 御殿場市民会館の指定管理者の指定について

教育長

それでは、御教議第50号「御殿場市民会館の指定管理者の指定について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

社会教育課長

ただいま議題となりました、御教議第50号につきまして、内容説明をいたします。

資料の1ページをお願いします。本案は御殿場市指定管理者選定審査会の審査を受け、御殿場市民会館の指定管理者の候補者として、「御殿場総合サービスグループ」に決定したことから、条例の規定により市議会の議決を求める必要があり、先ほどの第49号と同じく、教育委員会の意見を求めるものです。

市民会館は市民の文化教養の向上と福祉の増進に寄与することを目的に設置された施設で、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。

現在の指定管理期間が本年度で満了となるため、令和4年度からの5年間の指定管理者を公募により選定いたしました。

それでは詳細について説明いたします。1の施設の名称、2の指定管理者は記載のとおりです。

3の指定管理の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

4の候補者選定の経過及び結果について説明いたします。

公募期間は令和3年7月5日から令和3年8月24日までを受付とし、現指定管理者である御殿場総合サービスグループにより申請を受領しました。その後、令和3年10月14日の御殿場市指定管理者選定審査会の審査の結果を受け決定したものです。

5は指定管理を行おうとする「御殿場総合サービスグループ」の構成団体の概要です。

代表団体である御殿場総合サービス株式会社は平成7年6月に御殿場温泉観光開発株式会社として設立され、平成20年2月から現在の社名となっています。公の施設の指定管理事業・各種業務の請負業及びまちづくり事業を行っており、御殿場市内外の各種公共施設を管理運営しています。

株式会社エスピーエスタくみは昭和62年2月に設立され、主に県内の文化施設について舞台照明・舞台音響・舞台設備の演出及び操作業務を担っています。

御殿場市文化協会は昭和33年7月、御殿場市文化団体連絡協議会として発足し昭和52年から現在の名称となっております。当市の芸術文化の振興の担い手として、機能強化と活動の充実をはかるため平成24年から御殿場市民会館に事務局を移転して、指定管理者の一員となり各種事業や初心者向けのカルチャー教室の講師を会員が担っております。

6の施設管理及び運営に係る候補者の提案要旨ですが、2ページ下段から4ページの10項目に渡ってありますが、施設の設置目的に基づきコストの縮減に努めながらも、施設の利活用の推進を図り利用者にとってより良い管理運営を目指して取り組んでいくものです。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

教育長

ただいま御教議第50号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

長田委員

文化協会が構成団体にありますが、指定管理になった場合に文化団体が指定管理の一員になるというのが気になります。また、もう一つ気になるのがイベントの金額が8事業以上、1,500万円相当以上の事業を開催しますとありますが、その辺の数字の根拠があるのであれば教えてください。

社会教育課長

まず、1点目、文化協会が指定管理に入っている理由ということだと思いますが、市の芸術文化の発展に寄与するためには、やはり、市民会館という大きな施設があった方が文化協会としても活動がしやすいということが、大きなメリットとなります。

文化協会としては事務局がありませんので、今回、指定管理者と組むことで事務局をそこにおいて、その開館時間が朝の9時から夜の9時となっていますので、会員にとっても事務局との連絡が取りやすいということになります。また会員以外にとっても文化協会がいつでも市民会館にいるということであれば、連絡が取りやすくなり、会員以外の市民にとってもメリットになります。

次に8事業1,500万円は自主事業ということで大ホールまたは小ホールで行う大きな事業となります。市としては市民向けに芸術文化を広めたいと考えていますので、やはり、事業の数や金額は必要と考えております。

また、今質問にはありませんでしたが、このほかにカルチャー教室をたとえば40教室以上開くという制約も設けております。そういった面からもさきほどの文化協会と御殿場総合サービス株式会社が連携することはとてもよいことだと考えております。

状況については理解できました。

今の答えで指定管理者について分からなくなっていました。
実は、私、御殿場総合サービスができる前に、振興公社の理事をやっていました。そこで指定管理者制度ができるということで、発注者側と受給者側が同じになってしまうと良くないということで、この御殿場総合サービスが株式会社という形で設立されました。それまでは振興公社にという形で管理をしていて、目的としては振興公社で利益をあげて赤字にしないような形で、当時、温泉会館やキャンプ場なんかも当時、振興公社でやっておりました。
そこで、株式会社になると、当然、利益を上げる、人件費等も支払う、そうすると今の文化協会も管理をして、お金をもらうことになります。
文化協会が一般社団、公益社団、NPOなのかわかりませんが、文化協会は利益を上げることができない団体ではないのでしょうか。

まず、指定管理制度の目的としてはサービスの向上とコストの縮減というものを考えています。そういった中で、大きな利益を得るということは基本的にはないと考えております。文化協会があくまでも民間の株式会社でもありません。

税務上はどうなっているのですか。

任意団体ということです。大きな利益は得ておりません。当課も総会等には出ておりますが、あくまでも指定管理料の一部と会員からの支出でやっており、大きな利益を得られる団体ではありません。

任意団体が市民会館の部屋の一部を借りてそこに事務局があって、利便性が良いということだけで、文化協会が市民会館そのものをG S Kと一緒に管理しなければならないということが、今の説明だと納得できません。
音響でもそうですが、基本は上位団体があって音響の契約をして音響設備の操作とか維持管理を行う。それが上に上がって同列だということは理解できます。しかし、文化協会が何の管理を市民会館でするのでしょ

社会教育課長

今回、3つの団体がグループとなっているということは、それぞれが役割をもった中での活動を行っております。大きく分けると施設の管理については御殿場総合サービスが行っております。舞台関係についてはエスピーエスタくみです。そして、さきほどの説明でも申し上げましたがカルチャー教室については文化協会の先生方が来まして教室を行っております。役割分担でやっております。

長田委員

勝又委員と私が思っていることは、たぶん一緒だと思います。

この資料を見ると文化協会にお金が入ってくるように取られかねません。しかし、実際はそうではないと思いますが、1,500万円の事業と説明されているから、それが前面に出てしまうと思います。文化協会は営利を求めない団体で非営利団体だと思いますので、ここにこのような形で載せる必要があるのか疑問です。

社会教育課長

ここに載せてあるのは、グループとして何を行っているのかということで、個別にどの団体が何を行っていくかということ載せたつもりはありません。たとえば、(9)の芸術文化教室については文化協会にはいろいろな団体(140団体、会員3,500名)がありますので、そういった方々が先生となって一緒になって教室を運営していきます。そのお手伝いをしていくのが文化協会と認識して頂ければと思います。

長田委員

しかし、議題は指定管理者制度の指定についてです。どうしても視点がそちらに行ってしまうので、話を分けて現した方が良いでしょう。

社会教育課長が言っていることはよくわかります。いろいろなところに講師を派遣してというのは、非営利団体の方でカルチャー教室の講師役をやって頂くというのは非常に大事な仕事で市民にとってもメリットがあると思います。

指定管理者制度の指定についての中に、金額が入ってくると営利を目的にしている団体の一つなのかと取られ兼ねないので違和感があります。言おうとしていることは分かります。

社会教育課長

そもそも指定管理制度の導入は市民にとって何が良いかということを考えております。今回は指定管理者制度で市民にとって、文化芸術を盛り上げるため市民会館をどうしたらうまく利活用できるかという視点から、こういった提案をして頂いて業者を決めているところです。

文化協会は営利を目的としておりませんが、市民の芸術文化を高めるためにはなくてはならない団体です。指定管理は営利があるのかというと特別営利があるとは考えておりません。営利があったら指定管理料を減らします。あくまでも市の方で過去の記録から指定管理料の上限をしっかりと算定し、公募を行っております。営利という言葉出ますとちょっと違うのではないかと考えております。

勝又委員

たぶん、文化協会の捉え方が私とは違うのではないかと思います。

仮に市民会館ではなくコミュニティセンター（コミセン）だと、区で管理をしています。そこで区にいろいろな団体があって、踊りをやったりお花をやったり、お茶をやったり、いろいろなことを、コミセンを使って開催をして年間を通しコミセンを活性化して頂いています。使っているのは利用者であって管理者ではありません。そういった感覚があったので文化協会が、そういう教室を開いたり、市民に広く芸術や文化を普及させるために宣伝をして講師を派遣して、その市民会館の部屋を活用して、活性化をやっていくということは、そういう団体と同じで、利用しているだけで、管理をしているわけではないという感覚があったわけです。文化協会が市民会館を指定管理者として管理するのかという疑問がありました。

教育部長

実際、文化協会は管理しています。というのは職員を派遣してまして、たとえば、私たちがお金を払いに行った時に、総合サービスの職員がいない場合は、文化協会の職員が料金の受領も行いますし、そういう意味では持ちつ持たれつで管理を行っている状況です。全然、グループとしてはおかしくないと考えています。

当然、御殿場総合サービスとしても、自分たちがいないときに文化協会の職員が代行してくれることで人件費が削減できるということで、そういうところでコスト削減につながります。すべて文化協会が文化的な活動だけをやっているわけではないというのが、今、グループを作るとそういった形になります。あくまでも一つの団体という形で考えて頂きたいと思います。

勝又委員

人件費の削減の話が出てきましたが、G S Kの職員を使えば給料が発生するが、文化協会の人が事務関係をやる分については無償になるということでしょうか。

教育部長

そういうことではなくて、文化協会は文化協会の方で人件費を払いますので、ですから持ちつ持たれつという形になります。

勝又委員

分かりました。

長田委員

教育部長の話で分かりましたが、一つだけ気になるのが、営利は目的としてはいないのは分かりますが、もともと指定管理者制度を始めるにあたって赤字になってはまずいわけで、儲けろとは言いませんが、それなりの運営をちゃんとしてもらって、こういったお金のことも発生してくると思います。そういったところを明確にしておくべきで、いろいろな方から、どうなっているのだという話が出ないようなやり方をしてほしいと思います。気をつけているとは思いますが、赤字にならないような運営をして頂きたいと思います。

教育長

ご質疑ございますか。では、ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第50号「御殿場市民会館の指定管理者の指定について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第51号 令和3年度就学援助について

教育長

それでは、御教議第51号「令和3年度就学援助について」を議題といたします。本案につきましては非公開といたします。

(非公開)

教育長

それでは内容説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第51号につきまして、内容説明をいたします。

(内容説明)

教育長

ただいま御教議第51号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

教育長

ご質疑ございますか。では、質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第51号「令和3年度就学援助について」を原案どおり承認することに決しました。

その他・閉会

教育長

他に皆さまから協議、確認事項等ございますでしょうか。

教育長

それでは他に無いようですので、以上で御殿場市教育委員会11月定例会を閉会といたします。

午後4時25分 閉会

会議録署名人

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

2 番委員

6 番委員
